鳥取県告示第192号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成23年4月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分 (パーセン		その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県	魚かす粉末	魚かす粉末	窒素全量	8.0	該当な	有限会社錦海化成	平成23年3月15
第525号		肥料	りん酸全量	6.0	し	境港市昭和町7-3	日から平成29年
							3月14日まで
鳥取県	蒸製魚鱗及	魚鱗粉末肥	窒素全量	6. 5]]	"	IJ.
第526号	びその粉末	料	りん酸全量	18.0	"	"	"